様式13

文　書　番　号

年　　月　　日

　殿

香川県知事

医療法第123条第４項にかかる許可について

　　年　　月　　日付け第 　号にて申請のあった件について、申請のとおり許可することとしたので通知する。

|  |
| --- |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。  ２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |